

# 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の流れ

二級自動車整備士・車体整備士・電装整備士の方で電子制御装置整備の認証工場の整備主任者に選任する場合は資格取得講習を受講し試問に合格する必要があります。

学 科	実 習
<p>① 令和2年度自動車検査員法令研修 令和2年度整備主任者法令研修を受講した方（受講証の本通が必要）※</p> <p>② 静岡運輸支局が開催する学科の講習 振興会 HP で WEB 申請後、申請書を期間内に提出→受講</p>	<p>① 令和2年度・令和3年度整備主任者技術研修及び該当する特別研修を受講した方（受講証の本通が必要）※</p> <p>② 振興会が開催する実習の講習 ※FAX による申込→受講 （学科・試問開催日の午前に実施）</p> <p>③ 講習認定機関（ディーラー等） 各ディーラー等でエーミング等の実習を受講し、修了証書をお持ちの方</p>



※法令研修①及び技術研修①を受講された方は、学科若しくは実習を受講したとみなされます。

試 問
<p>静岡運輸支局主催（学科）、（実習）の講習を受講した者に対して試問（筆記試験）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・修了基準 正答率80%以上の者を講習修了者とする。</li><li>・試問は30分とする。</li><li>・問題数は、10問。四択マークシート方式</li><li>・修了判定の結果、未修了となった者にとっては、試問実施日から1年以内に1回に限り、学科及び実習を受講することなく試問を受けることができる。</li><li>・再試問が修了判定の結果、未修了となった者にとっては、学科及び実習を再度受講することにより、試問を改めて受けることができる。</li><li>・不正を行ったことが確認された場合、2年間受講させない措置が講じられる。</li></ul>



講習修了 ⇒ 電子制御装置整備の整備主任者に選任可能

※国家検定 一級小型自動車整備士の方は、この講習を受講する必要はありません。